

令和3年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	家畜死亡廃用共済									
		農作物共済 水稲	搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	肥育成牛・	種肉用牛種	雌馬繁殖用	肥育成馬・	種豚	特定肉豚
区域内の概数	戸 30,215	ha 11,238	頭 2,679	頭 1,986	頭 1,498	頭 8,432	頭 0	頭 0	頭 0	頭 4,218	頭 22,918
前年度引受実績	27,040	6,509	2,609	1,850	1,260	7,775	0	0	0	3,309	22,526
本年度引受計画	26,589	6,184	2,550	1,730	1,220	7,581	0	0	0	3,390	22,520
本年度予定引受率	% 88.0	% 55.0	% 95.2	% 87.1	% 81.4	% 89.9	% —	% —	% —	% 80.4	% 98.3

共済目的等 項目	家畜疾病傷害共済					果樹共済収穫				畑作物共済
	乳用牛	肉用牛	種肉雄用牛種	一般馬	種豚	うみん相殺 うみんしゅう	うみん相殺 うみんしゅう	指定かんきつ 半相殺	指定かんきつ 災害収入	茶災害収入
区域内の概数	頭 3,118	頭 6,045	頭 0	頭 0	頭 0	ha 20	ha 6	ha 41	ha 79	ha 175
前年度引受実績	2,791	5,671	0	0	0	0	4	3	12	10
本年度引受計画	2,699	5,591	0	0	0	0	5	3	12	10
本年度予定引受率	% 86.6	% 92.5	% —	% —	% —	% 0.0	% 83.3	% 7.3	% 15.2	% 5.7

共済目的等 項目	園芸施設共済								任意共済		
	ガラス室	プラスチックハウス							農家建物	農機具	保管物中農産
	Ⅱ類	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類			
区域内の概数	棟 43	棟 879	棟 782	棟 7,909	棟 2,064	棟 527	棟 200	棟 93	棟 75,537	台 37,080	口 —
前年度引受実績	51	992	809	9,005	2,547	685	222	88	42,255	5,128	0
本年度引受計画	42	826	708	7,396	1,922	528	187	64	41,610	5,390	10
本年度予定引受率	% 97.7	% 94.0	% 90.5	% 93.5	% 93.1	% 100.2	% 93.5	% 68.8	% 55.1	% 14.5	% —

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目			引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	G 交付金 (▲納入保険料) (B-D)	H 手持掛金	
			本年度予定	前年度実績			A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
共済目的等													
農作物	水稲	一筆方式	554,143 a	643,544 a	円	円	円	円	円	円	円	円	
			17,044,799 kg	19,794,671 kg	2,744,212,639	2,539,863,882	6,334,520	3,167,260	3,167,260	54,883	3,112,377	6,279,637	
		半相殺方式	30,920 a	7,101 a									
			1,123,666 kg	258,058 kg	205,630,878	190,344,483	717,651	358,825	358,826	7,711	351,114	709,940	
		全相殺方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域インデックス方式	33,338 a	304 a										
		1,231,203 kg	11,227 kg	248,703,006	231,306,230	803,310	401,655	401,655	527,250	▲ 125,595	276,060		
	計	618,401 a	650,949 a										
		19,399,668 kg	20,063,956 kg	3,198,546,523	2,961,514,595	7,855,481	3,927,740	3,927,741	589,844	3,337,896	7,265,637		
家畜	死亡廃用	搾乳用雌牛	2,550 頭	2,609 頭	632,900,000	567,359,562	43,100,490	21,550,245	21,550,245	6,013	21,544,232	43,094,477	
		繁殖用雌牛	1,730	1,850	330,340,000	313,653,465	4,168,890	2,084,445	2,084,445	3,138	2,081,307	4,165,752	
		育成・肥育牛	1,220	1,260	271,980,000	255,055,982	3,366,966	1,683,483	1,683,483	2,584	1,680,899	3,364,382	
		育成・肥育馬	7,581	7,775	1,612,927,000	1,532,280,650	26,137,563	13,068,781	13,068,782	15,323	13,053,458	26,122,240	
		肉用種雄牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		繁殖用雌馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成・肥育馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾病傷害	種豚	3,390	3,309	257,640,000	244,758,000	64,410	25,764	38,646	2,448	23,316	61,962	
		特定肉豚	22,520	22,526	252,224,000	239,612,800	45,291,863	18,116,745	27,175,118	2,396	18,114,349	45,289,467	
		小計	38,991	39,329	3,358,011,000	3,152,720,459	122,130,182	56,529,463	65,600,719	31,902	56,497,561	122,098,280	
		乳用牛	2,699	2,791	49,936,000	47,439,200	33,173,884	16,586,942	16,586,942	474	16,586,468	33,173,410	
		肉用牛	5,591	5,671	39,713,000	37,727,350	16,002,950	8,001,475	8,001,475	377	8,001,098	16,002,573	
		肉用種雄馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一般馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	8,290	8,462	89,649,000	85,166,550	49,176,834	24,588,417	24,588,417	851	24,587,566	49,175,983			
計	47,281	47,791	3,447,660,000	3,237,887,009	171,307,016	81,117,880	90,189,136	32,753	81,085,127	171,274,263			
果樹	収穫	うんしゅう半相殺	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うんしゅう全相殺	474 a	448 a	126,945,000	111,394,237	1,155,155	577,577	577,578	11,424	566,153	1,143,731	
		指定かんきつ半相殺	308 a	308 a	11,033,000	9,711,246	297,891	148,945	148,946	59,578	89,367	238,313	
		指定かんきつ災害収入	1,198 a	1,198 a	51,793,000	45,634,812	1,248,211	624,105	624,106	233,069	391,036	1,015,142	
		計	1,980 a	1,954 a	189,771,000	166,740,295	2,701,257	1,350,627	1,350,630	304,071	1,046,556	2,397,186	
畑作物	茶(災害収入)	計	954 a	954 a	6,938,000	5,730,302	305,966	166,031	139,935	161,799	4,232	144,167	
		計	954 a	954 a	6,938,000	5,730,302	305,966	166,031	139,935	161,799	4,232	144,167	
園芸施設	スガネツク	Ⅱ類 20	42	51	388,438,973	232,480,725	446,688	182,397	264,291	40,983	141,414	405,705	
		Ⅰ類 30	826	992	2,997,769,189	1,794,164,860	19,838,666	9,240,478	10,598,188	2,351,644	6,888,834	17,487,022	
		Ⅱ類 40	708	809	460,446,031	275,576,950	10,424,801	4,770,238	5,654,563	2,519,695	2,250,543	7,905,106	
		Ⅲ類 50	7,396	9,005	58,202,960,387	34,834,471,792	350,803,336	157,526,980	193,276,356	48,474,319	109,052,661	302,329,017	
		Ⅳ類甲 61	1,922	2,547	30,892,259,999	18,489,017,609	113,977,961	50,908,675	63,069,286	13,579,097	37,329,578	100,398,864	
		Ⅳ類乙 62	528	685	12,514,848,350	7,490,136,737	38,462,746	14,950,326	23,512,420	10,289,522	4,660,804	28,173,224	
		Ⅴ類 70	187	222	3,189,172,077	1,908,719,488	7,695,272	3,102,293	4,592,979	722,956	2,379,337	6,972,316	
Ⅵ類 80	64	88	66,362,304	39,717,839	1,000,789	482,821	517,968	206,374	276,447	794,415			
計	11,673	14,399	108,712,257,310	65,064,286,000	542,650,259	241,164,208	301,486,051	78,184,590	162,979,618	464,465,669			
小計	計			115,555,172,833	71,436,158,201	724,819,979	327,726,486	397,093,493	79,273,057	248,453,429	645,546,922		

イ 任意共済保険事業の規模

項目			引 受		共済金額	保険金額	掛金総額	純掛金	事務費賦課金	保険料	保険手数料	手持掛金
			本年度予定	前年度実績								
共済目的等												
任意	建物	総合	8,060	8,065	52,729,000,000	52,729,000,000	157,200,967	128,695,670	28,505,297			
		火災	33,550	34,190	267,796,000,000	267,796,000,000	240,614,706	132,505,460	108,109,246			
		小計	41,610	42,255	320,525,000,000	320,525,000,000	397,815,673	261,201,130	136,614,543	137,667,681	37,092,951	160,626,400
	農機具損害	総合	3,960	3,772	7,512,000,000	7,512,000,000	34,547,688	28,680,816	5,866,872			
		火災	1,430	1,356	1,264,000,000	1,264,000,000	1,389,136	859,646	529,490			
小計		5,390	5,128	8,776,000,000	8,776,000,000	35,936,824	29,540,462	6,396,362	0	0	29,540,462	
農産物中	Aタイプ	5	0	5,000,000	5,000,000	12,500	8,750	3,750				
	Bタイプ	5	0	5,000,000	5,000,000	32,500	22,750	9,750				
	小計	10	0	10,000,000	10,000,000	45,000	31,500	13,500	31,500	2,020	0	
合計	計			329,311,000,000	329,311,000,000	433,797,497	290,773,092	143,024,405	137,699,181	37,094,971	190,166,862	
総合	計			444,866,172,833	400,747,158,201							

(3) 引受計画と実施方策

ア) 農作物共済

1) 引受の適正化

地域再生協議会との連携による水稻生産実施計画書と共済細目書の一体化様式による引受を行い、水稻共済加入者の引受内容と経営所得安定対策加入内容の照合を徹底する。

2) 関係機関等との連携強化

合同受付を行っている地域の再生協議会との連絡をこれまで以上に密にし、効率的な引受を図るとともに、合同受付未実施地域についても、今後の実施に向け、再生協議会等関係機関と協議を進める。

防除組織との連携では、新たに共同防除に参加する耕作者に対し、防除組織の代表者等との合同推進を行い、水稻共済への加入について理解を求める。

この他、基礎組織にも協力を仰ぎ、地域での個別訪問に同行してもらうことにより比較的面積の少ない耕作者にも加入を勧める。

3) 新たな加入方式の周知及び一筆半損特約のセット推進

一筆方式廃止後の引受方式について、パンフレット等により各方式のメリット等をわかりやすく説明し、農家の理解を深める。

全相殺方式はこれまで引受実績がなかったが、令和4年産から白色申告関係書類等のデータをもとにした加入が可能となることから、広報紙等により農家の制度に対する理解を深め加入推進に取り組む。半相殺方式及びインデックス方式については、いずれの方式にしても一筆方式に比べ共済金の支払機会が減少すると予想されることから、同時に「一筆半損特約」の付帯を推進し補償の充実に努める。

また、本年産で一筆方式を選択している加入者に対するアンケートの実施により、一筆方式廃止後に希望する加入方式を把握し、スムーズな移行を図る。

4) 掛金率の低下による負担軽減の周知

令和3年産からの料率改定により一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式では掛金率が大幅な低下となった。また、地域インデックス方式においても、ほとんどの市町村で低下している。これまでよりも少ない掛金で同等以上の補償が可能となることをアピールし加入の増加を図る。

5) 未加入有資格者への戸別推進

大規模耕作者を中心とした未加入有資格者に対し、戸別訪問及び電話連絡等により加入推進を行う。また、中山間地においては、10～25aまでの耕作者に対してもきめ細やかな加入推進を行っていく。

近年、ウンカによる被害が多発しているほか、これまでに経験したことがない災害が連続して発生していることを踏まえ、災害リスクへの備えとして農業保険への加入を検討してもらえよう幅広く働きかけていく。

イ) 家畜共済

1) 飼養頭数及び有資格頭数の把握

県畜産振興課が取りまとめている頭羽数調査（2月1日現在）の飼養頭数から作成した基礎資料と、管内の引受状況及び支所からの情報とを検証し、県下の飼養頭数及び有資格頭数を完全に把握する。

2) 未加入者への対応

未加入農家の全戸訪問推進を実施する。その際、実情をよりきめ細かく把握するとともに、未加入要因の解消が見込まれる農家については積極的に提案型の推進を実施していく。

3) 適正な引受

死亡廃用共済は、期末調整に係る事務処理が煩雑にならないよう計画的、迅速かつ適正に行うよう取組む。また、担当職員の更なる知識向上を図るとともに、本所のチェック機能を強化していく。

疾病傷害共済は、共済金額の設定や期中の異動対応について加入者に十分な説明を行いながら、過去のデータを参考に選択する共済金額の向上を図る。また、期中変更による共済金額の増額については、速やかかつ適正な引受処理を実施する。

加入推進は、死廃・病傷のセット加入を基本とし、継続引受を実施する。継続引受時には個体情報等を基に現地確認を確実にし、家畜個体識別情報等を活用しながら期中の頭数を適正に把握する。

4) 組合員へ適正な家畜個体識別情報登録への推進

組合員が記録する飼養管理簿等を適正に記録するよう指導するとともに、家畜の個体識別情報への登録については、家畜保健衛生所等との連携強化を図りながら、そのデータ登録の重要性について組合員へ周知していく。

5) 安定した家畜診療所運営の検討

農家数が減少する中、安定した診療所運営のために引き続き継続的かつ計画的な事業運営が求められている。効率的・効果的な診療態勢を行うよう、関係機関と協議する。また、診療収入の確保のため診療費の見直しを検討しながら、経営努力を行っていく。

ウ) 果樹共済

1) 有資格農家の把握と戸別訪問

整備済みの有資格農家台帳の補完を図るため、JA等関係機関や各生産・出荷組織等の協力を得て見直しを行うとともに、有資格未加入農家への戸別訪問または電話連絡により精査をすすめる。

戸別訪問または電話連絡においては、有資格未加入者の加入意思等を訪問記録簿にて管理し、適宜進捗状況の報告・確認を行う。

2) 標準収穫量と基準生産金額の適正な設定

引受時の農家聞き取り調査及び園地確認の徹底に努め、幼木樹（樹齢10年以下）については、標準収量表を使用した幼木の樹齢に応じた収量とするための係数を算出し、実態に合った標準収穫量、基準生産金額等を設定する。また、農家からの聞き取り内容を確実に園地台帳に反映させる。

3) 未実施品目に係る保険ニーズの把握

生産部会等の協力を得た栽培者アンケートや組合員へのアンケートを行い、未実施品目に係る栽培者の保険ニーズの把握に努める。保険ニーズが強いと判断される

品目については、説明会を通じて制度の具体的内容を周知し、加入意向の把握に努めていく。

エ) 畑作物共済

1) 有資格農家の把握及び訪問推進の実施

J Aをはじめとする関係機関等に対し、生産者情報の提供を依頼するとともに、生産部会等に出席するほか、圃場の巡回等により生産者の情報を収集し有資格者リストを更新する。

整備された有資格者リストをもとに、戸別訪問により加入推進を行う。また、未加入者には、災害発生時のリスク対応についてどのような考えを持っているか確認し、十分なリスク管理ができていないと思われる生産者に対し、茶共済のメリットをパンフレット等により分かりやすく説明し加入を促すとともに、青色申告を行っている生産者には、収入保険への加入の検討を働きかける。推進により制度に関心を示した生産者には、J A等に出荷データ等の提供を依頼し、補償額及び掛金等を試算し提案型の推進を行う。

2) 適正な引受の実施

農家から茶樹の新改植、せん枝の樹勢更新等、適正な基準収穫量を設定する。また、J A等出荷団体から提供していただく出荷実績資料により、総販売金額及び控除する必要経費等を算出し、補償のもととなる基準生産金額を定めることにより適正な引受を行う。

3) 共済事業未実施品目の調査及び収入保険への加入の働きかけ

共済事業の未実施品目や耕作者の共済事業実施への意向調査を引き続き継続していく。また、未実施品目の青色申告者には収入保険への加入の働きかけを行う。

オ) 園芸施設共済

1) 有資格農家の把握と引受拡大

整備済みの有資格農家台帳に、市町村及びJ A等関係機関の協力のもと、新規就農者情報等、新しい情報に基づきその都度更新を行う。また、整備台帳をもとに、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、制度改正内容を踏まえ農家ニーズにあった提案型の推進やパンフレット等を活用しながらわかりやすい制度の説明を実施し、戸数加入率9割以上を目指す。

2) 制度改正への対応強化

本年度4月1日より園芸施設共済の補償の充実のため、施設本体と被覆材の標準単価の見直しが行われた。組合員に対し広報紙等を通じて周知を図るとともに、補償の充実、補償額の増加に伴う掛金の増加について丁寧な説明を行う。メニューの多様化とともに事務処理も煩雑になってきていることから、組合員に補償の内容や異動通知の方法等を更に周知し、同時に職員の知識向上等スキルアップを図っていく。

3) 適正な引受の実施

適正な再建築価額の設定のために施設の補修、補強、増改築等を把握する。また、附帯施設の買替え、被覆材等の変更がある場合は、必ず現場で職員が確認することを徹底する。

4) 特約の加入率向上

昨年度の制度改正において、復旧費用特約については補償の幅が広まるとともに、棟選択が可能となり、付保割合追加特約が新設された。耐用年数を越えた古い棟についても再建築価額まで補償ができるようになったことから、個々の農家ニーズの把握に努め、十分な補償を希望する加入者には丁寧な説明を行いながら特約の加入を勧めるとともに、加入率の低い支所を中心に推進を実施する。

カ) 任意共済

1) 特約の重点推進による補償充実

建物共済の小損害実損填補特約や臨時費用担保特約、農機具共済の地震等担保特約などの特約付帯を本年度の重点推進方策と位置づけ、特約内容の周知に努めるとともに特約付帯の提案を確実に行う。また費用給付不担保特約から費用共済金の支払対象となる契約への見直しを提案し加入者の補償充実を図る。

2) 住宅を中心とした建物総合共済の推進

農家財産の総合補償を図るため、生活基盤である住宅物件を中心として自然災害事故も対象となる総合共済の棟数拡大と補償額の引上げに努める。

3) 適正な事務処理による信頼されるNOSA Iの構築

「信頼力の向上」を図るため、諸規則の遵守はもちろんのこと、組合員の立場に立った分かりやすい事業推進に努めるとともに、重要事項の説明を徹底する。

また、協会主催研修への積極参加と合わせ、内部研修の充実を図り、制度内容の習熟度を高め、組合員からの問い合わせや意見、要望に対応できる職員の育成に努める。

4) 家屋台帳の補完整備

建物総合共済加入棟の家屋台帳は、随時補完整備を行うとともに、整備した内容については、用途、構造、延面積等、契約内容と照合を行い契約内容の確認を徹底する。また、台帳整備時には必ず家屋配置図も整備を行い、確実な加入物件の把握ができるよう努める。

5) 農機具共済の普及拡大

制度内容の広報を充実させ、主要3機種を中心に、稼働期までに早期推進を実施し農機具共済の普及拡大に努める。また、制度の更なる普及拡大を図るため、継続的に農機具メーカーへの制度説明、推進協力を依頼し連携強化を図り新規加入増加に努める。

6) NOSA I部長等との連携強化と自動継続特約の定着化

NOSA I部長との連携強化に努め、未加入者情報等の把握を図るとともに、自動継続特約により支所管内のブロック分けを行い、重点推進地区を絞り込み、NOSA I部長と合同推進に取り組む。

7) 任意共済事業の引受の適正化

法令、定款等を遵守した適正な任意共済事業を実施するため、加入資格確認調査を確実に実施するとともに、加入承諾に当たっては営農又は従事状況の把握等により加入資格の審査を十分に行う。

キ) 収入保険

1) 本年度の加入目標及び推進方策

全国での「10万経営体の早期達成」目標に沿って本県の推進初期目標を960経営体とし、最終目標1030経営体を目指す。昨年から設立された収入保険推進協議会の活動を継続・発展させ、県庁・JA等との情報共有を強化し、関係機関の理解度を高め、農業共済以外の団体から収入保険の内容が農業者に伝わるよう働きかけるなど推進効果を高める。

2) 顧客リストの整備

青色申告者の把握が低調な地域にて新聞の折り込み広告による広範囲の周知活動を実施し、把握率では劣る農業共済制度の対象外の農業者の掘り起しを図る。

3) 職員のスキルアップ

加入者の増加に伴い、事務量の増加が懸念されるため、NOSA I全国連とも連携しながら事務の簡素化については常に検討を重ね、実施できるものはすぐに県内への周知を図れるよう定期的に担当者ミーティングを行う。また、人事異動・新規採用に対応するため、引受・支払事務の研修会を実施する。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア) 農作物共済

1) 損害通知の迅速化並びに適正化

広報紙等を通じ、組合員に対して速やかな損害通知を行うよう周知に努めるとともに、損害評価員等基礎組織の協力を得て、損害通知状況の迅速な把握を行う。また令和4年産以降の一筆方式廃止により、本年産から一筆方式以外の引受が増加する見込みであることから、該当組合員に対しては、分かりやすい損害通知方法のチラシを納入告知書に同封するなどし、適正な損害通知が行われるよう努める。

2) 適正な損害評価体制の確立

損害評価員の研修会を適時に実施し、評価眼の統一・向上に努め、被害状況に応じた評価地区の設定や抜取調査の実施、一筆方式以外の評価手順の周知を図る。また分割評価の適用など適正な損害評価体制の確立に努める。

3) 被害概況の把握と見回り調査の実施

損害評価員及び関係機関等との連絡を密にし、管内の被害発生状況の早期把握に努める。また、損害評価会の見回り調査を適期に実施することにより、県内の被害概況を的確に把握し適正な損害評価を行うよう努める。

4) 善後処置の指導強化

被害発生後に現状から被害が拡大しないように処置等を講ずるように加入者に呼びかけ、必要に応じてJA・県農業振興センター等関係機関と連携して指導する。また過去に獣害被害を受け、本年も被害が予想される地域については、事前に防護柵等の施設に不備がないか確認するよう促す。

イ) 家畜共済

1) 事故発生通知の励行

組合員に対し、遅滞なく事故発生通知を行うよう徹底していく。また、本所・支所・家畜診療所間の連携を図り、効果的な現地確認が実施できるよう体制を強化する。

2) 適正な損害評価の実施

病傷事故については、指定獣医師・嘱託獣医師等より提出された全ての診断書をもとに10%以上の現地確認を徹底するとともに、家畜診療情報管理システム（電子カルテ）を活用してカルテのチェックに遺漏ないよう徹底する。

また、死廃事故においても、家畜診療所と連携を図りながら迅速な事故確認を行っていく。

3) 共済金の早期支払い

病傷事故については、共済金支払いに必要な開業獣医師の診断書等の関係書類を組合員等から期日までに取り寄せ整備する。

また、死廃事故については、事故確認書等の必要書類を速やかに作成、巡回審査のチェック体制を強化するとともに共済金の早期支払いを目指す。

ウ) 果樹共済

1) 基準収穫量の適正な設定

農家聞き取り調査及び現地確認の実施により、当該樹園地の園地条件、肥培管理、隔年結果及び過去の出荷実績の推移を的確に把握した上で、基準収穫量設定指数を適用し、適正な基準収穫量を設定する。

2) 適正な被害申告の指導

事故発生の都度、農家から被害申告が迅速に行われるよう、引受時や各種会議等を通じて周知に努める。また、令和3年産から半相殺減収総合方式の被害通知方法等が変更となったことから、本年度引受においても遺漏がないよう周知を行う。

3) 適期の見回り調査と適正な分割評価の実施

必要に応じて開花時期、生理落果終了時、収穫前を見回り調査を実施し、県下並びに組合員ごとの被害状況の把握に努める。また、農家間の公平性を確保するために、関係機関や評価員、評価会委員との連携を密にし、現地調査時に樹園地の肥培管理、病虫害防除並びに整枝剪定状況についての的確に把握し、適正な分割評価を実施する。

エ) 畑作物共済

1) 損害発生通知の励行

組合員に対して共済事故の発生の都度、被害のあった園地及び被害のなかった園地の別に、迅速な損害発生通知を促すとともに、JA等関係機関との連携により、管内の被害状況を的確に把握する。

2) 適正な現地確認と被害調査の実施

組合員より損害発生通知があった場合、また被害の発生が予想される場合には、速やかに現地に出向き、園地の写真撮影等を行い被害状況の確認をするとともに、その後の生育状況についても定期的に確認し、被害状況の推移を把握する。

また、被害申告園地については、土壌管理・肥培管理・病虫害防除等の分割の有無について現地調査を行うとともに、損害評価の確認用データとして、自動温度計測器を設置して気温を測定する。

オ) 園芸施設共済

1) 損害通知の励行

事故発生を遅滞なく通知頂くよう加入申込時は勿論、広報紙等での周知徹底を図るとともにJA等にも通知の協力を願う。

2) 損害評価の適正化

損害評価現地研修会を継続して開催し、全職員の損害評価の習得及び評価眼の統一を目指すとともに、損害評価マニュアルに基づき適正な損害評価を実施する。また、施設内農作物の被害については、農業振興センター及びJA営農センター等の協力を仰ぎながら、事故原因等を調査し適正な損害評価に努める。

3) 大規模災害へ向けた損害評価体制の強化

全職員の損害評価技術の習得を目指し、毎年、損害評価現地研修会を開催しているが、同研修会でしか損害評価を経験できない職員がいるため、通常の損害評価時に同行させるなど工夫し育成に努める。

また、南海トラフ大地震や大型台風などの大規模災害に備え研修内容の見直しや、関係機関との連携強化、経験豊富なOBの評価員委嘱などを検討し、「園芸施設共済大規模災害対応マニュアル」に基づき体制強化を図って行く。

カ) 任意共済事業

1) 事故発生通知の迅速化の徹底

加入者からの事故通知が遅延すると適正な損害評価が困難となることから、契約時の重要事項説明を徹底し事故発生通知の迅速化に努めるとともに、落雷事故や自然災害発生時は、NOSA I部長等の協力も得て、事故通知者だけでなく発生地域周辺への確認を励行する。

また、仕組改定により共済金支払対象事故が拡充されたことから、組合員に分かりやすい広報紙やパンフレット等を作成し、改定内容の周知に努める。

2) 損害評価体制の強化

自然災害が頻発する中、建物共済については迅速な損害評価並びに共済金支払いが可能となるよう、損害評価研修会の内容充実を図る。

また、地震等担保特約の契約が増加する中、農機具共済についても、建物共済地震損害評価マニュアルをもとに大規模災害損害評価体制の構築に努める。

3) 共済金の早期支払い

共済金支払の履行時期が明確化されていることから、損害評価処理の進捗状況を本所支所間で共有し早期支払いに努めるとともに、重複契約時にも迅速な支払処理が可能となるよう他保険との連携協力を図る。また、落雷事故及び農機具事故などは共済金支払いにおいて修理証明書が必要となることから業者に証明書の早期提出を依頼する。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア) 農作物共済

1) 関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた損害防止事業を実施する。また、現行の損害防止事業の効果等を検証し、来年度以降の実施について見直しを行う。

イ) 家畜共済

1) 一般損害防止事業の効果的な実施

事故の発生の未然防止と損害の拡大を防止するため、組合員に対し効果的な疾病予防薬剤等の選定及び助成を行う。

2) 関係機関との連携強化

家畜保健衛生所・市町村・JA等と連携を強化し、定期的な巡回指導を行う。また、関係機関等が開催する損害防止関連の研修会に積極的に参加し、事故率の低減を目指す。

(6) 執行体制の整備

ア) 理事会・監事会

定期的、計画的に理事会、監事会を開催し事業進捗状況、業務予算執行状況、リスク管理状況、内部監査結果を精査し、業務運営の適正化に努め、ガバナンスの強化に繋げる。

イ) 余裕金運用管理委員会

四半期ごとに余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金の適切な管理・運用に努めるとともに、信用リスク・市場リスク・流動性リスク等の管理を行う。

ウ) 組織運営委員会

理事会の中に組織運営委員会を設置し、将来の組織運営及び財政基盤の強化等に関する検討を行い、毎年、業務改善計画を策定、検証を行う。また、遊休施設等の有効活用及び新事務所（東部支所）建設について検討を重ねる。

エ) 内部検査

3月及び9月に実施する「自主検査チェックリスト」に基づく自主検査においては、定時監査や常例検査結果及び最新の規則等を反映した改訂を随時行い、度重なる制度改正に即応した検査を維持する。監査室が行う年2回の内部監査についても同様に、検査項目の改訂と刷新を実施し諸リスクへの対応を図る。特に収入保険事業に関する事項については、委託事業でありNOSA I全国連の指導の下、検査項目の充実を進める。また、毎月の小払実査調査においても小払いのみにとどまらず抜打ちで内部書類の確認を実施することにより牽制機能を効果的に構築する。

オ) 職制及び職員の配置

本所、支所、事業所及び家畜診療所内における機能拡充と責任体制を整備する。農家の高齢化、後継者不足等による共済資源の減少に伴う賦課金収入の減少が見込まれる中、限られた財源及び職員によって組合員との接点強化を図るため、また、農業共済事業及び収入保険事業の総合的な事業推進を進め、運営の合理化及び事務の効率化を図るとともに、業務状況に応じて適宜人員配置を行う。

カ) 各種研修会・担当者会議等

農林水産省並びに全国農業共済協会等が主催する各種研修会、本所が実施する事業別担当者会に職員を積極的に参加させ、組織全体及び職員個々のスキルアップを図る。また、受講者は研修会で学んだことを現場での成果につなげるとともに、県内研修会を開催し情報の共有化を図る。

キ) 「安心の未来」拡充運動

「安心の未来」拡充運動の行動スローガン「より広く、より深く、農家のもとへ」のもと、生産現場に出向き、ニーズの把握や提案等のフィールド活動を展開し、多発する災害に対して被災農家への支援が確実に実践できるよう、組織を挙げて農業保険の加入推進に取り組む。

ク) コンプライアンス態勢

コンプライアンス改善委員会が的確に機能するために有効な開催時期や運営方法の検討・方策を講じ、組合長の指示を受けて監査室が補佐を行う。また、理事会等においても適宜報告と検討を諮り役職員全体が参画しコンプライアンスに対する連携を強化するとともに、階層別研修会の開催等により組織的な意識向上を醸成する。特に職員においては定例会、職員マニュアルを活用してコンプライアンスの取組と課題を認識させ問題点の共有と内部牽制機能の充実を図る。

ケ) 事務処理の効率化

事務処理のシステム化を進め、業務効率化及び適正化について積極的に取り組む。

コ) 広報広聴活動

年4回発行している組合広報紙の内容を更に充実させ、組合員にわかりやすく読まれる情報を提供する。また、ホームページを活用した情報発信を積極的に行う。

農業共済新聞の紙面作りについては、NOSA I 団体の機関紙として、営農や暮らしの創意工夫等、地域に密着した話題提供を基本としつつ、収入保険や農業共済への関心を喚起する企画の立案・取材活動に取り組み、紙面内容の充実を図る。また、NOSA I 部長等基礎組織構成員や収入保険制度対象者の未購読者に対し、見本紙を無償で送付する拠点方式を用いて農業共済新聞の普及を図る。

(7) 予算統制の方策

ア) 総代会の議決による業務収支予算に基づき、毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に繋げる。

イ) 業務経費は、以下の取組みを行うことにより節減に努める。

1) 旅費交通費の研修・講習会を除く会議への出席者について、必要最低限の職員での対応とする。

2) 事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。

3) 施設費のうち光熱水費(電気代)については、昼休み等は来客がない限り消灯する。

また、エアコン等についてはクール・ビズ、ウォーム・ビズ等の実施により使用を制約する。

4) 事務機器の更新に関しては、機器の機能及びランニングコストとのバランスを重視する。

ウ) 第3四半期終了後に執行実績、執行見込額を検証し、予算額と執行額との差異及び未執行予算の原因を把握し、必要に応じて予算の変更手続きを行う。

エ) 低金利の状況ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基づき、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。